

## NTCIR-3 英語新聞記事データ使用許諾に関する覚書 (NTCIR ワークショップ 3 参加者用)

国立情報学研究所（以下「甲」という）と \_\_\_\_\_（以下「乙」という）は、国立情報学研究所から提供される毎日新聞社英語新聞記事データに関して、以下の通りの覚書を結ぶこととする。

### 第一条（データの内容）

「NTCIR-3 英語新聞記事データ」（以下「新聞記事データ」という）とは、毎日新聞社によって作成された毎日デイリーニュース（1998年版、1999年版）から抽出された英文の新聞記事全文データに対して、甲がタグを付与したテキストデータのことである。

### 第二条（使用許諾）

甲は乙に対して「国立情報学研究所共同研究員規程」に基づく共同研究として「新聞記事データ」の使用を許諾する。

### 第三条（権利の帰属）

1. 「新聞記事データ」に関する著作権法上の権利は毎日新聞社に帰属する。
2. 乙が、「新聞記事データ」を使用して開発した技術、システム等に関連する知的所有権は乙に帰属する。
3. 甲は、ワークショップ参加者から提出されたデータについて、分析することができる。その結果に関する知的所有権は甲に帰属し、甲はそれらを発表することができる。

### 第四条（使用許諾の範囲）

1. 乙は、「新聞記事データ」を NTCIR ワークショップ 3 の課題遂行および課題に関連する研究目的にのみ使用できるものとする。
2. 乙は、「新聞記事データ」およびそれを複製したもの、あるいは、それを復元することができるデータを第三者に対して、売買、貸与、刊行、配布してはならない。

### 第五条（提供の方法）

乙は、甲より「新聞記事データ」の提供を受ける。

### 第六条（利用者の範囲）

1. 「新聞記事データ」の利用者の範囲は、乙個人または乙と直接共同して研究するグループの構成員に限定されるものとする。
2. 乙は、利用者の名簿を管理し、甲から求めがあった場合は、遅滞なく、これを甲に提出するものとする。

### 第七条（知見の発表）

1. 乙は、本覚書に違反しない範囲において、「新聞記事データ」を使用して得られた知見に関する研究発表を行うことができる。
2. 乙は、研究発表において、自己の研究を記述するために必要な場合に限り、「新聞記事データ」に含まれるデータの一部を引用することができる。その際、引用する部分の著作権及び出版者等の権利を侵害してはならない。
3. 乙は、発表論文に、甲が指定する文面により、甲が主催する NTCIR ワークショップ 3 に参加し、「新聞記事データ」を使用したことを明記するものとする。
4. 乙は、発表論文の書誌事項（掲載資料名、巻号ページ、出版者、発表年月日等）とともに発表論文の別刷りまたはコピーを、三部、甲に提出するものとする。

5. 研究成果の公表には、「新聞記事データ」を利用して得られたデータまたは処理プログラムの公開は、含まないものとする。
6. 乙は、「新聞記事データ」を用いた評価結果を商品の広告、宣伝などの営利目的、および誹謗・中傷に用いてはならない。

#### 第八条（覚書の有効期限）

本覚書の有効期限は覚書締結日より平成15年9月末日までとする。期間満了後は、乙は、速やかに「新聞記事データ」を消去しなければならない。海外の研究グループでNTCIRワークショップ3の課題を遂行したものは、最長5年間までの覚書有効期限の延長を別途申請することができる。

#### 第九条（報告書の提出）

1. 乙は、NTCIRワークショップ3の定められた手順に従って、成果報告を甲に提出するものとする。
2. 乙は、所定の期日までに、「新聞記事データ」を使用した研究活動に関する報告書を甲へ提出するものとする。

#### 第十条（データの使用中止）

乙は、以下の場合、甲の申し入れにより、直ちに「新聞記事データ」の使用を中断し、当該データを速やかに消去しなければならない。

1. 本覚書に違反する使用が認められた場合、「新聞記事データ」全体を速やかに消去しなければならない。
2. データの権利者からデータ使用中止の申し入れがあった場合、当該部分について、データを速やかに消去しなければならない。
3. 第九条に定める成果報告と報告書の提出がない場合には、原則として、「新聞記事データ」全体を速やかに消去しなければならない。

#### 第十一条（管轄裁判所）

本覚書に関する一切の訴訟については、東京地方裁判所を管轄裁判所とする。

#### 第十二条（定めなき事項）

本覚書に定めのない事項は生じた場合は、甲乙は誠意を持って協議し、問題を解決するものとする。

以上、本覚書の成立の証として本書を2通作成し、甲乙記名捺印の上、各1通を保管する。

平成 年 月 日

(甲) 東京都千代田区一ツ橋 2-1-2 (学術総合センタービル内)

国立情報学研究所

情報学資源研究センター

センター長 安達 淳

(乙) \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_